

岩手県告示第 730 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 18 年 6 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 路線名 106 号
 - (2) 供用開始の区間 盛岡市川目第 6 地割 86 番 5 地先から 90 番 21 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 6 月 23 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 18 年 6 月 23 日から同年 7 月 23 日まで
- 2(1) 路線名 281 号
 - (2) 供用開始の区間 久慈市山形町戸呂町第 11 地割字下平 38 番 14 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 6 月 23 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 久慈地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 18 年 6 月 23 日から同年 7 月 23 日まで